

全養協通信

平成25年 1月22日 発行

全国社会福祉協議会 全国児童養護施設協議会
 東京都千代田区霞が関 3-3-2 新霞が関ビル
 〒100-8980 TEL03-3581-6503 FAX03-3581-6509
<http://www.zenyokyo.gr.jp/>

「全養協通信」は、全養協事務局から全国の児童養護施設にお送りしています

「児童の養護と未来を考える議員連盟」を緊急開催（1月22日）

～ 児童養護施設等の人員配置基準の改善と、

社会的養護の人材確保に係る課題について要望を実施 ～

1月22日、参議院議員会館において自由民主党「児童の養護と未来を考える議員連盟」（以下、「議連」とする）が開催され、冒頭、安倍晋三議連会長（自民党総裁）が総理大臣に就任したことを受けて、あらたに塩崎恭久議連事務局長（自民党政務調査会長代理）が本議連会長に就任しました。

続いて、加賀美尤祥全国児童養護施設協議会会長、長井晶子全国乳児福祉協議会会長、大塩孝江全国母子生活支援施設協議会会長があいさつを行い、その後、厚生労働省雇用均等・児童家庭局の小野太一家庭福祉課長から、最近の社会的養護問題の状況と平成25年度予算要求（入れ替え後）の概要について説明が行われました。



あいさつする塩崎恭久新会長



要望事項を説明する加賀美会長

厚労省の説明の後、3種別協を代表して加賀美会長から「児童養護施設・乳児院・母子生活支援施設における人員配置基準の改善等について（要望事項）」と題して、「1. 人員配置基準の改善」「2. 社会的養護の人材確保の緊急課題への対応」の2点について説明を行い、出席議員に対して施策の着実な推進や、そのために必要な予算の確保等について議連の力添えをいただけるよう要望しました。要望事項の詳細は次頁をご参照ください。

出席議員との意見交換では、福岡資麿（たかまろ）自民党厚生労働部会長（参院佐賀選挙区）から、「人員配置基準だけでなく、面積基準についても他の社会福祉施設と差があるという認識があり経緯や現状を伺いたい」「保育士の待遇改善に関する要望は障害児施設の方面からも要望をいただいている」等の話がありました。長井全乳協会会長から「法人内に保育と社会的養護の両方の施設がある場合など、一方の保育士だけの待遇改善策では現場に混乱を生じる」ことや、大塩全母協会会長から「修学資金貸付の償還免除対象が保育所に限定されて格差が生じると、社会的養護施設の人材確保がより困難になる」ことについて意見を述べました。これらの点については、「重要な課題であり議連としても行政に申し入れていく」旨の

発言があり、厚労省に対して重く受け止めるよう議長から要請されました。

こうした制度課題について、25年度以降予算措置等において改善が図られるよう、全養協、全乳協、全母協は連携・協働して対応を図っていきます。

平成25年1月22日

児童養護施設・乳児院・母子生活支援施設における人員配置基準の改善等について 要望事項 《抜粋》

社会福祉法人 全国社会福祉協議会
全国児童養護施設協議会 会長 加賀美 尤祥
全国乳児福祉協議会 会長 長井 晶子
全国母子生活支援施設協議会 会長 大塩 孝江

1. 人員配置基準の改善について

平成24年11月に厚生労働省雇用均等・児童家庭局長通知「児童養護施設等の小規模化及び家庭的養護の推進について」が発出され、施設養護は小規模化し家庭的な養育環境の形態に変えていく方向が明確にされました。

今日、社会的養護を必要とする子どもの状況は深刻化してきており、養育と支援の質の一層の向上を趣旨とする施設形態の小規模化、養育単位の小規模化の促進に向けては、職員配置基準改善の早期実現が図られるべきであると考えます。

税と社会保障の一体改革では子ども・子育て支援の充実のための安定財源の確保について消費税率の引き上げが予定されておりますが、その際に社会的養護の職員体制の強化についても検討されることとなっております。

つきましては、社会的養護の職員体制の強化が確実に実施されるよう特段のお力添えいただきますようお願いいたします。

児童養護施設における人員配置基準の引き上げについて

[児童指導員・保育士等の基本的人員配置の引き上げ水準]

今般の改正省令 (設備運営基準)	国の目標水準 (課題と将来像)	全養協の目標水準 [要望]
0・1歳児 1. 6 : 1	0・1歳児 1. 3 : 1	0～2歳児 1 : 1
2歳児 2 : 1	2歳児 2 : 1	3歳以上幼児 2 : 1
3歳以上幼児 4 : 1	3歳以上幼児 3 : 1	小学生以上 3 : 1
小学生以上 5. 5 : 1	小学生以上 4 : 1	

乳児院における人員配置基準の引き上げについて (略)

母子生活支援施設における人員配置基準の引き上げについて (略)

2. 社会的養護の人材確保の緊急課題への対応について

今日、社会的養護を必要とする子どもたちは、被虐待経験など深刻な発達課題を抱えています。こうした子どもたちのケアを担う職員には、養育・支援への深い知識・理解と子どもとの安定した関係が形成できる能力が求められます。

厚生労働省が定める平成27年度を始期とする社会的養護の小規模化の推進では、こうしたケアを担う質の高い職員の確保・育成が必要であり、配置基準の改善とあわせて、質量ともに人材の確保が緊急の課題となっております。

つきましては、当面、次の人材確保対策を講じていただくようお願いいたします。

(1) 社会的養護施設で働く保育士等の処遇改善について

平成24年度補正予算において、保育所の待機児童の早期解消を趣旨として、人材確保対策の一環として保育所保育士の処遇改善が図られました。

保育士は、社会的養護現場においても、養育を担うケアワーカーとして重要な役割を担っています。今日、社会的養護における養育と支援の質の一層の向上が求められているなかで、その人材の確保は保育所と同様に不可欠の課題となっております。

現任職員の定着を図るとともに、社会的養護で働くことを目指す方々にとっても魅力ある職域とするために保育士等の処遇改善が図られるようお願いいたします。

(2) 保育士資格取得に対する修学資金貸付の「償還免除」について

平成24年度補正予算において、保育士人材確保対策の一環として、「保育士養成施設入学者に対する修学資金貸付事業」が発足し、卒業後に保育所等で5年以上従事した場合には返済を免除される運用が始められることとなりました。

つきましては、同事業の運用を拡充し児童養護施設や乳児院、母子生活支援施設等の入所型児童福祉施設の勤務実績がカウントされるようにお願いします。運用拡充により、将来、保育士資格を持って保育士業務に従事できる機会の拡大を図るとともに、あわせて社会的養護の人材確保にも寄与するものとなる考えます。

* 保育士等：社会的養護の現場では、子どもたちの養育を担うケアワーカーとして、保育士、児童指導員、母子支援員など約13,000人が就労している。